

## 第五号議案 定款第53条の変更について

### 1 定款第53条の変更について

2016年（平成28年）の6月に成立した改正NPO法（特定非営利活動促進法）が2018年（平成30年）10月1日より全面施行されます。

これに伴い、NPO法人には毎年の「貸借対照表の公告（広告・掲示などで一般公衆に告知すること）」が義務化されることとなります。

当法人でも「貸借対照表の公告」の方法について定めるため、定款第53条を下記の通り変更することを提案します。

変更前	変更後
(公告の方法) 第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。	(公告の方法) 第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。 <u>ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。</u>
変更の理由	
法令の改正に伴い、関連する箇所を変更する必要があるため。	

以上